

令和3年8月3日
特別区長会

中野区を「児童相談所設置市」に指定する 政令の閣議決定について

本日、令和4年4月に中野区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

- ※ 平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされています。
- ※ 特別区による児童相談所の設置は、港区・世田谷区・荒川区・江戸川区に続く5区目となります。

- ・資料1 児童相談所設置に向けた特別区の実施経過（特別区長会資料）
- ・資料2 中野区児童相談所の設置について（中野区資料）

<特別区長会>

- 東京23区長で構成する任意団体。
 - 特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進等の活動を行っている。
- 会 長：山崎 孝明（江東区長）
事務局：特別区長会事務局（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）
- ※ 特別区は、平成13年6月から全国市長会に加入している。

【問い合わせ先】

特別区長会事務局 調査第1課長 藤嶋 賢輔
電話：5210-9737（直通）

- ※ 資料2の内容に関しては、直接、中野区の担当者にお問い合わせください。

児童相談所設置に向けた特別区の実施経過

- 平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月に公布された。
- この改正により、平成29年4月から、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり、併せて、政府が法施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされた。
- この改正を受けて、22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明し、都や近隣縣市等の児童相談所への派遣研修による人材育成を行うとともに、平成29年6月から、令和2年度設置区（世田谷区、荒川区、江戸川区）の児童相談所設置計画案について、都によるモデル的な確認作業が行われ、その経過を設置希望区にフィードバックしながら設置準備が進められてきた。
また、平成30年5月から、都区間で児童養護施設等の入所や一時保護等に関する広域調整に係る検討が行われた。
- 世田谷区及び江戸川区が令和2年4月、荒川区が同年7月、港区が令和3年4月に児童相談所設置市となった。

平成28年児童福祉法改正前の主な取組等

- 平成20年 6月 「都区のあり方検討委員会幹事会」で、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討する事務として整理
- 平成24年 2月 都区のあり方検討委員会とは別に、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」を設置し、検討を開始
- 平成25年11月 「特別区児童相談所移管モデル」を作成
- 平成26年10月 「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、整理・とりまとめ
- 平成27年 7月 区長による児童相談所・児童養護施設の視察を実施
- 平成27年12月 特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」を提出

平成28年児童福祉法改正後の主な取組等

- 平成28年 5月 特別区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について」を発表

平成28年	7月	児童相談所の移管準備を進めるため、区の関係部課長等で構成する「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置
平成28年	11月	児童相談所開設に向けたロードマップの作成
平成29年	4月	各区が都の児童相談所への派遣研修を開始
平成29年	6月	世田谷区・荒川区・江戸川区と都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」を開始
平成30年	4月	各区が近隣縣市等の児童相談所への派遣研修を開始
平成30年	5月	児童養護施設等の入所施設や里親、一時保護所の広域的な調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、都と検討を開始
平成31年	2月	児童相談所移管に係る課題の対応策について、整理・とりまとめ
令和元年	8月	特別区長会会長コメント「世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について」を発表
令和2年	4月	世田谷区及び江戸川区が児童相談所を開設 「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を「特別区児童相談所設置等に関する連絡会」に改組
令和2年	7月	荒川区が児童相談所を開設
令和3年	4月	港区が児童相談所を開設

* 上記の取組に加え、専門職採用の拡大や法定研修を含む関連研修の拡充等の取組を行っている。

中野区児童相談所の設置について

中野区では、多様化・複雑化する子育てや教育の問題に総合的な対応を図るため、児童相談所機能を含む子ども・若者支援センターを整備することとしました。

子ども・若者支援センターでは、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施します。

1 所在地

中野区中央一丁目41番2号

※ 子ども・若者支援センター（児童相談所機能を含みます。）は、中野区立中野東中学校、中野区立教育センター、中野区立中野東図書館との複合施設です。

※ 子ども・若者支援センター、中野区立教育センター、中野区立中野東図書館部分の施設の愛称は「みらいステップなかの」に決定しました。



2 建物概要

地上10階、述べ床面積 約17,450㎡

各階配置（主なもの。中野東中学校部分を除く。）

10階	中野区立教育センター（教職員研修センター等）
7階～9階	中野区立中野東図書館
6階	総合受付、事務室
5階	相談室、プレイルーム
4階	相談室、プレイルーム、会議室等
3階	中野区立教育センター（教育支援室）

3 子ども・若者支援センターの機能

■ 総合相談

養護、障害・発達、非行、不登校、教育、性格・しつけ・適性・ひきこもりなどの心配がある子ども・若者やその家族に対して、福祉、心理、教育等の専門的知識・技術を用いた総合相談を実施します。

■ 児童相談所・虐待等専門相談

区が新たに設置する児童相談所機能と、現在の子ども家庭支援センター機能を統合、一体的に運営することにより、切れ目のない効果的な相談・支援を行います。

■ 若者支援

ひきこもりなど社会生活への適応に不安や悩み、課題を抱えている若者やその家族に対して、本人と家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援のコーディネートを実施します。

■ 就学相談

幼児・児童・生徒の発達段階及び障害の状態に応じた教育の場を提供するため、個々の状態に応じた相談を行います。

4 児童相談所設置予定日

令和4年4月1日（金）

※ 子ども・若者支援センターは、令和3年11月29日（月）開設予定です。

5 児童相談所の運営基本方針

【基本姿勢】

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

【基本方針・取組】

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

【問合せ先】

中野区子ども教育部児童相談所設置調整担当課長 半田

電話 03（3228）5517